



平成20年5月15日

各 位

会 社 名 大同工業株式会社
代表者名 取締役社長 新家 康三
(コード番号 6373 東証・大証第一部)
問合せ先 総務部担当部長 野口 賢信
(TEL 0761-72-1234)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年5月15日開催の取締役会において、定款の一部変更に関する議案を平成20年6月27日開催予定の第115期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 定款変更（その1）

1. 変更の理由

取締役会の意思決定の迅速化を図ることを目的として、第18条（員数）に定める取締役の員数を15名から12名に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(員数) 第18条 当社の取締役は、 <u>15</u> 名以内とする。	(員数) 第18条 当社の取締役は、 <u>12</u> 名以内とする。

II. 定款変更（その2）

1. 変更の理由

- (1) 新株予約権の行使等による発行済株式数の増加を考慮して、授權資本枠を維持するため、第6条（発行可能株式総数）で定める当社の発行可能株式総数を増加させるものであります。
- (2) 当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みである買収防衛策の採用及びそれに基づく対抗措置の発動

については、株主の皆様にも一定の影響を与えるため、かかる買収防衛策の導入等のプロセスとして、株主の皆様のご承認を頂くことが重要であると考えております。そこで、株主の皆様の意思を法的に明確な形で反映させるために、買収防衛策の導入、継続及び廃止を株主総会決議事項とすべく変更案第 41 条（買収防衛策の導入等）を新設するものであります。

また、買収防衛策の一環として新株予約権無償割当てを行う場合にも、株主の皆様の意思を法的に明確な形で反映させることが可能となるように、買収防衛策としての新株予約権無償割当てを、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議で行うことも可能とする変更案第 42 条（新株予約権無償割当ての決定機関）を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（発行可能株式総数） 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>120,000,000</u> 株とする。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>（発行可能株式総数） 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>160,000,000</u> 株とする。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 買収防衛策</p> <p>（買収防衛策の導入等） 第 41 条 <u>買収防衛策の導入、継続及び廃止は、取締役会のほか株主総会においても決定することができる。</u> 2. <u>前項に定める買収防衛策の導入、継続及び廃止とは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当社の発行する株式その他の権利の買付行為に関して、当該買付行為を行う者が遵守すべき手続及びこれに違反する者に対する対抗措置等を当社が定め、その適用を継続し、廃止することをいう。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p style="text-align: center;">(新株予約権無償割当ての決定機関)</p> <p><u>第 42 条 当社は、前条に規定する買収防衛策が定める手続に従い、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議に従い、新株予約権無償割当てを行うことができる。</u></p> <p><u>2. 前項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

Ⅲ. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 20 年 6 月 27 日 (金)

定款変更の効力発生日

平成 20 年 6 月 27 日 (金)

以上